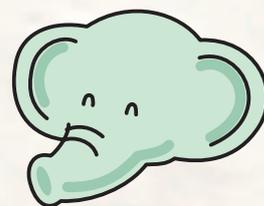


本誌はホームページからもご覧いただけます。

# ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.449

平成26年9月17日発行

## Contents

- 1 共済組合における医療費の状況について ..... 2
- 2 「医療費のお知らせ」を送付します ..... 3
- 3 地方自治体の医療費助成の対象となる方へ ..... 3
- 4 特定健診受診券の配付 ..... 4
- 5 コナミスポーツの利用方法変更のお知らせ ..... 4
- 6 9月に標準報酬の定時決定が行われます ..... 5
- 7 9月から長期掛金率が変わります ..... 5
- 8 その組合員証等、使っちゃダメ!すぐに返却! ..... 6
- 9 平成26年度 被扶養者の資格確認 ..... 7,8
- 10 被扶養者の要件を欠いた場合には、すぐに手を! ..... 9,10
- 11 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ ..... 11
- 12 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行 ..... 11
- 13 退職したときは、共済年金の届出を忘れずに ..... 12
- 14 共済年金は厚生年金に統一されます ~第1回~ ..... 13
- 15 平成25年度 決算報告 ..... 14,15
- 16 Letter for Benefitをお使いになりましたか?? ..... 16
- 17 共済組合のお仕事紹介 ..... 16
- 18 連絡先等 ..... 16

# 共済組合における医療費の状況について

共済組合においては、従来から組合員及び家族の皆さまの健康増進と医療費の増加に対処するため、ジェネリック医薬品利用促進、レセプトの内容審査、特定健康診査、また、今年度より柔道整復師等の受診照会等さまざまな対策を積極的に実施しています。

組合員及び家族の皆さまの一人ひとりが医療費の節約に関心を持ち、日頃から自らの健康状態をよく見つけ、健康管理や体力づくりに努力していただくことをお願いします。

## 医療費(法定医療給付)

医療費(法定医療給付)の推移は図1のとおりです。

平成25年度における医療費の支払額は、前年度より1,223百万円(2.1%)減の56,598百万円で、支払件数は、前年度より137千件(2.4%)減の5,685千件でした。



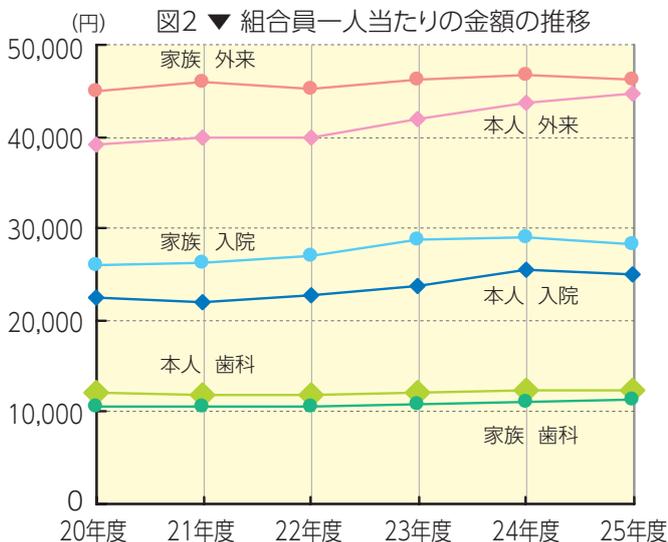
## 組合員一人当たりの金額

医療費の組合員一人当たりの金額(年間医療費総額を年度末組合員数で除した額)の推移は、図2のとおりです。

平成25年度の組合員一人当たりの金額は、入院では、本人は前年度より575円(1.3%)減の24,979円、家族は668円(1.3%)減の28,301円でした。

外来では、本人は前年度より891円(2.0%)増の44,619円、家族は前年度より493円(1.1%)減の46,318円でした。

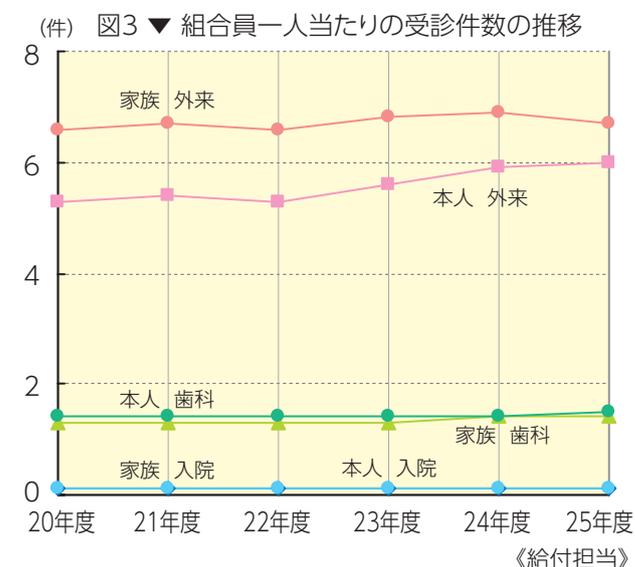
歯科では、本人は前年度より26円(0.2%)減の12,422円、家族は前年度より98円(0.9%)増の11,268円でした。



## 組合員一人当たりの受診件数

年間通じての組合員の平均受診件数の推移は図3のとおりです。

近年の受診件数は、いずれの区分もほぼ横ばい傾向にあり、平成25年度については、本人の外来及び家族の歯科が微増しています。



# 「医療費のお知らせ」を送付します

対象の組合員及び被扶養者の医療費等を世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」はがきを、平成26年10月下旬以降、組合員本人のご住所あてに送付します。

## 1. 目的

皆さまが受診されている医療費の額を認識いただくとともに、医療費の適正化(医療機関からの不正請求の抑止)に資するため。

**身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。**

## 2. 対象

平成26年4月～5月に保険医療機関等で受診したもの。

ただし、以下の受診は対象外です。

- ①任意継続組合員世帯の受診 ②一部公費助成による受診 ③一部の疾病に係る受診
- ④一部の医療機関での受診 ⑤組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診

## 3. 掲載内容

- ①受診者名 ②受診年月 ③診療区分(入院・外来等の別) ④医療機関名 ⑤受診日数
- ⑥総医療費10割(自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した額)

## 4. その他

- ・「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
- ・「医療費のお知らせ」の再発行はできません。

## 5. 送付停止をご希望の方

「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合等が生じる場合は、**平成26年9月30日(火)まで**にコールセンターまで申し出てください。

被扶養者の皆さまの医療費情報等を、組合員本人にまとめてお知らせする際の個人情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

《給付担当》

# 地方自治体の医療費助成の対象となる方へ

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、様式「地方自治体助成対象者届出書(新規・変更・取消)」を共済センターに提出してください!  
これは、共済組合からの高額療養費等の給付を停止し、自治体からの助成金との二重給付を防ぐために必要な届出です。

	医療費助成制度	届出が必要な方
I	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者医療費助成</li><li>・ひとり親医療費助成</li><li>・子ども医療費助成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受給者証をお持ちの方で、届出をされていない方(新規届)</li><li>・引越等により自治体、受給条件が変わった方(変更届)</li></ul>
II	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定疾患医療助成</li><li>・小児慢性特定疾患医療助成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規に受給申請される方</li><li>・現在受給申請中の方</li></ul> <p>※ただし、既に受給者証をお持ちの方は除きます。</p>

**Q. なぜ「新規に受給申請される方」と「現在受給申請中の方」の届出が必要なのですか?**

**A. 共済組合からの給付を停止させる必要があるためです。**

(理由)

地方自治体での医療費助成に係る審査に長期間要するため、医療費助成の認定日が申請時期にさかのぼって決定されるケースが多く見受けられます。

また、審査期間中に自己負担した医療費について、さかのぼって地方自治体から払戻しを受ける場合、既に共済組合が給付している場合があり、地方自治体からの払戻金と共済組合からの給付で二重給付となる可能性があります。そのため、共済組合で事前に給付を停止し、二重給付を防止しています。

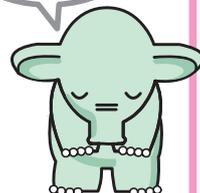
## 届出がなくても高額療養費等の送金を停止する場合があります

地方自治体の医療費助成を受けている可能性が高いと判断される場合は、二重給付防止のため、高額療養費等の送金を停止します。

医療費助成の対象外であるにもかかわらず診療月の4か月後以降に高額療養費等の入金を確認できない場合は、送金を停止している可能性がありますので、共済センターにお問い合わせください。その際、請求書の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、給付事由の生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、ご注意ください。

適正な給付を行うため、ご協力お願いします!



《給付担当》

# 特定健診受診券の配付

今年度40歳から74歳になる被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者の方に対して、特定健康診査(※)が無料で受けられる「特定健康診査受診券」を平成26年8月上旬に郵送しました。

「特定健康診査受診券」を使用して、年に1度はご自身の健康チェックをしましょう!

※特定健康診査とは

糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して行う健康診断です。

《助成担当》

## コナミスポーツの利用方法変更のお知らせ

KONAMI SPORTS CLUB

コナミスポーツクラブとの法人契約の切替えに伴い、料金プランが変わります。



詳しくは、コナミスポーツクラブ情報ダイヤル(0120-919-573)または、コナミスポーツクラブホームページでご確認ください。

### 都度利用料制

初めての方や、あまり通えない方向け



1回毎のお支払いでご利用可能。コナミスポーツクラブ以外の提携施設も利用できます。

気軽に  
都度利用  
(A)

- コナミスポーツクラブ  
(カテゴリI~IV)  
1回 1,100円~2,000円
- グランサイズ  
1回 4,400円  
(20歳以上・予約制)
- 法人会員利用提携施設  
1回 800円~2,600円

【入会時】会員証発行手数料  
1,000円

### 対象施設

全国のコナミスポーツクラブ  
および法人会員利用提携施設

### 月会費制

定期的にご利用したい方向け



月々のお支払いで指定回数をご利用可能。3つの料金プランから選択いただけます。

- まずは週1  
(月4回まで) 月々 4,400円~
- しっかり週2  
(月8回まで) 月々 6,000円~
- たっぷり週3  
(月12回まで) 月々 8,100円~

【入会時】会員証発行手数料  
1,000円

### 対象施設

全国のコナミスポーツクラブ(カテゴリI~IVの施設)  
※グランサイズ各店、北上、船堀、米子、松江は対象外

### すでに会員の方へ

法人契約個人会員・法人契約個人会員(特別会員)のお客様は、変更手続き期限までにお近くのコナミスポーツクラブ店頭またはコナミスポーツクラブ情報ダイヤルにて変更手続きをお願いいたします。法人契約都度利用会員Aのお客様は変更手続きは不要です。新料金プラン利用開始日より自動的に「気軽に都度利用(A)」に切り替わります。

新料金プラン利用開始	2015年4月1日より
変更手続き期限	2015年3月31日まで
変更手続き	コナミスポーツクラブ店頭、または下記情報ダイヤルにて承ります。お手元に会員証をご用意ください。

### 新規ご入会を希望される方へ

コナミスポーツクラブにて会員証を作成してください。  
※お近くにコナミスポーツクラブがない場合は、郵送での会員証発行が可能です。  
下記情報ダイヤルへお電話でお申込みください。

### ご入会手続きに必要なもの

組合員証 または 被扶養者 組合員証	ご本人確認証明書 (運転免許証、保険証、パスポート等)	会員証発行手数料 1,000円(税抜)
	(月会費制の場合) クレジットカードまたは金融機関のキャッシュカード	

### お得情報



### 都度利用会員証をお持ちでない方へ

2015年3月最終営業日までに「法人契約都度利用会員A」にご入会すると会員証発行手数料はかかりません。

今後、ご利用の予定がある方は、2015年3月の現行プラン最終日までにご登録することをお勧めします。

《助成担当》

# 9月に標準報酬の定時決定が行われます

共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。



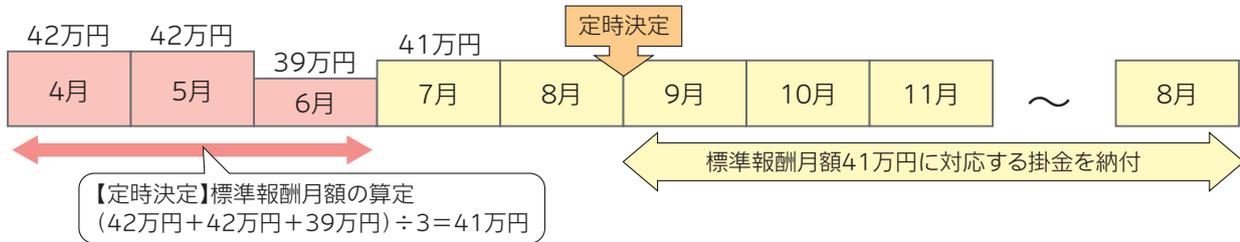
- 1 次の人はその年の定時決定は行われません。  
・6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方  
・7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われた方
- 2 4月に支給される6か月分の通勤手当は、当該支給額を支給月数で除して1か月分にしたうえで4月、5月及び6月の給与に加えて計算されます。
- 3 定時決定の算出には基本給、諸手当等のすべてが含まれます。  
なお、支給回数が年3回以下の手当は、定時決定の算定には含まれません。



## 適用期間

定時決定は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。

ご自身の定時決定の額は、給与支給明細書に記載の適用年月及び標準報酬月額を確認してください。



《標準報酬担当》

# 9月から長期掛金率が変わります

長期掛金率	現行	平成26年9月改定
	8.285%	<b>8.462%</b>

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に可決成立し、平成27年10月に共済年金は厚生年金に統一されます。また、これに伴い、長期掛金は厚生年金保険料と名称が変わり、保険料率は法律に基づき毎年0.177%ずつ引き上げられ、平成30年9月に**9.15%**に統一されます。

保険料率の統一スケジュール

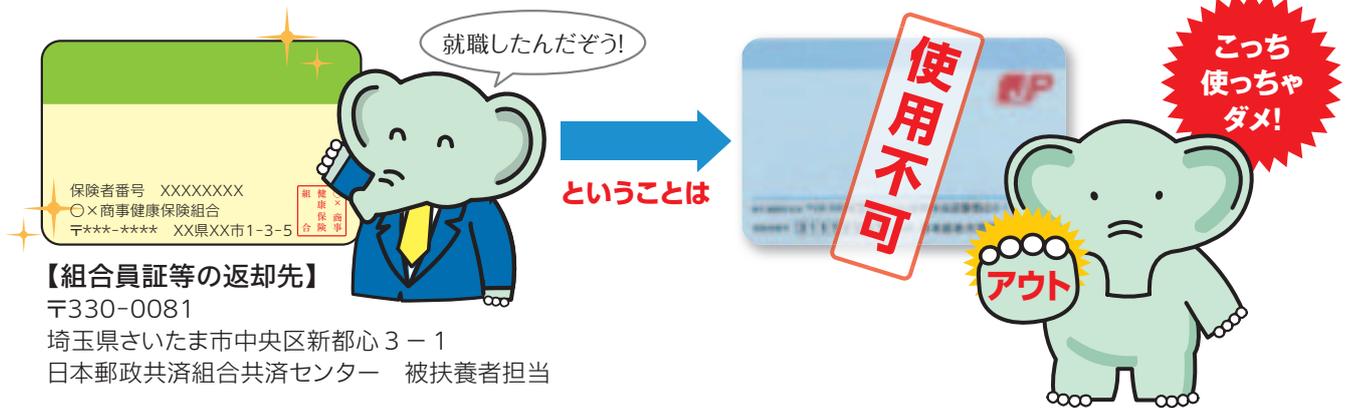


《標準報酬担当》

# その組合員証等、使っちゃダメ!すぐに返却!

組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合は、  
組合員証等は**無効**となり、病院等での使用やかんぽの宿・  
KKR宿泊施設での割引利用はできません。

例えば、就職し、新しい健康保険に加入した場合、これまで使用していた組合員証等は使用できなくなります。



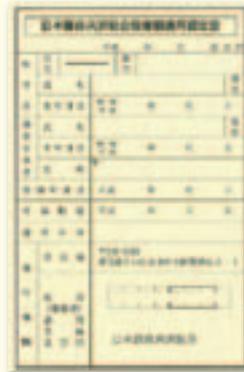
## 組合員証の種類

### 1.カード

組合員分、被扶養者分

### 2.紙(申請により交付を受けているもの)

- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 一部負担金等免除証明書



右下を切り、  
返却してください。  
切取った破片は  
処分してください。

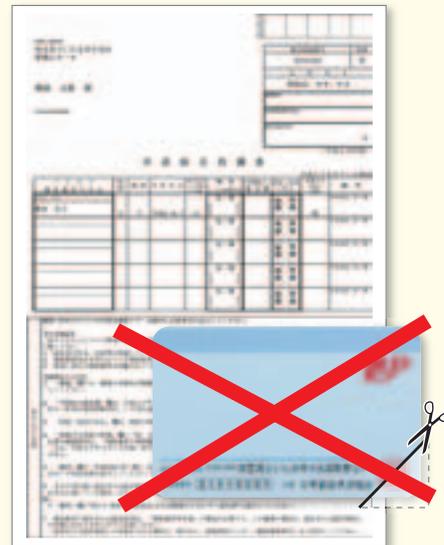
ただし...

「被扶養者の資格確認」提出書類には同封しないでください!

例年、「共済組合員調書」に記入されている被扶養者を取り  
消すために被扶養者証を同封されるケースがあります。

被扶養者証を同封されても認定取消しの手続はできません  
ので、認定取消しの必要書類を共済センター被扶養者担当に  
送付してください。

ちょっと  
待って!  
被扶養者証は  
入れちゃ  
ダメ!!



《被扶養者担当》

# 平成26年度 被扶養者の資格確認

## 共済センターでは、法令に基づき 毎年「被扶養者の資格確認」を実施しています。

これは保険診療を適正に受けていただくため、被扶養者に認定されている方が引き続きその資格があるどうかを確認するものです。

被扶養者として継続して給付や助成を受けていただくためにも、必ず期限(平成26年10月31日)までにご提出いただくようお願いします。

10月31日までに  
提出してね!

注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は**現在お持ちの被扶養者証が無効となる場合があります**ので、提出期限を厳守していただきますよう重ねてお願いします。



### 対象者は?

日本郵政共済組合の被扶養者の認定を受けている組合員です。

提出が必要な方のみ「共済組合員調書」を送付します。

提出が**必要**な方

### 扶養手当の支給対象となっていない被扶養者が1名以上いる組合員

10月上旬に「共済組合員調書」をご自宅に送付しますので、必要事項を記入の上、確認資料を添付し、10月末日までに提出してください。

提出が**不要**な方

### 被扶養者が全員扶養手当の支給対象となっている組合員

各社から提供されるデータを用いて資格確認を行いますので、該当の皆さまの手続きは不要です。

### 被扶養者の要件を欠いていたら、すぐに認定取消しの手続きをしてください。

「被扶養者の資格確認」は、**被扶養者の要件を満たしていることを証明する資料**を「共済組合員調書」に添付して、組合員自ら申告していただくものです。

資料を揃えた結果、収入限度額を超過していた場合など、**被扶養者の要件を欠いている場合は**、速やかに「**被扶養者申告書(取消)**」及び確認資料を共済センターに提出してください。



注意

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、財務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

- 一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 (略)

【国家公務員共済組合法(抜粋)】

《被扶養者担当》

## 被扶養者の資格確認のポイント ～注意が必要な事項～



### 別居

- ① 住民票が分かれている(組合員とは別の世帯になっている)場合は世帯分離となります。
- ② ひと月あたり「5万円」か「被扶養者自身の収入」のどちらか**高額な方を上回る額の送金**が必要です。
- ③ 単身赴任手当が支給されていても別居することとなった配偶者と資格確認対象者とが同居されていることを確認するため、住民票をご提出ください。

### 給与以外の収入

- ① 共済組合で認めている経費は所得税法上のものとは異なります。**【共済組合で認める経費】**売上原価、人件費、地代家賃(住居と異なる場合のみ)、種苗・肥料
- ② ご自身で収入の申告をしている場合は必ず確定申告書等(青色申告決算書、市・県民税申告書など)をご提出ください。
- ③ ご自身で積み立てた個人年金や、非課税の年金(遺族年金、障害年金)も収入に含まれますので必ず振込(改定)通知書をご提出ください。
- ④ 株式等の有価証券の売却代金や配当金(課税・非課税を問いません。)も収入に含まれます。複数回の売却等により収入が限度額以上となった場合は速やかに認定取消しの手続きをしてください。(P9参照)

### 雇用保険 傷病手当

- ① 平成25年1月から現在までの間に、雇用保険の失業等給付や傷病手当金を受給している場合は必ず受給金額(日額)及び支給期間のわかる資料をご提出ください。
- ② 雇用保険の失業等給付や傷病手当金の受給額が日額3,612円以上の場合は速やかに認定取消しの手続きをしてください。(P9参照)

### 共同扶養

- ① 共同扶養者の前年の収入が組合員の前年の収入を上回っている場合は、原則として認定取消しの手続きが必要です。
- ② 他界した配偶者の遺族年金を受給している場合、必ず遺族年金の振込(改定)通知書をご提出ください。

## 照会の多い事例

Q 1

65歳の父と57歳の母を扶養しています。資格確認の資料を揃えたところ、父の収入は年金のみで月額18万円、母の収入はパートで月額8万円であることが判りました。手続きはどのようにしたら良いでしょうか。

A 1

お父様は収入限度額以上となるため、認定取消しとなります。P9のとおり速やかに手続きしてください。また、お母様は収入限度額未満ですが、一般的に夫婦は相互で扶助する義務があるので、お父様への扶養替が必要となりますので、お父様と同様に認定取消しの手続きをしてください。  
扶養替となる夫婦の収入額合計の目安は、次のとおりです。

- ・夫婦ともに60歳未満の場合 → 130万円×2=260万円
- ・夫婦のいずれかが60歳以上で、年金受給がある場合 → 130万円+180万円=310万円
- ・夫婦ともに60歳以上でいずれも年金受給がある場合 → 180万円×2=360万円

Q 2

住民票は別ですが、実際には同居しています。生計維持の確認書類は何が必要ですか。

A 2

住民票が別の場合は客観的に同居が確認できないため別居扱いとなりますので、送金の証明書(通帳の写し)が必要です。

Q 3

別居している父の所得証明書を取得したところ、確定申告(白色・青色申告)をしていないのに農業所得が計上されていました。どうしたらいいですか。

A 3

市区町村の窓口へ市民・県民税の申告を行っている可能性があります。お父様から申告書類の写しを送付してもらってください。

Q 4

妻が相続した土地及び株式を売却し、一括で売却代金の支払いを受けました。所得証明書に1,000万円の収入とあるのですが、墓地の資金として使用して残額はありません。それでも認定取消しの手続きをする必要があるのでしょうか。

A 4

相続した土地及び株式を売却した代金は一度だけ売却し、その収入を運用していない場合は、一時的な収入となり、認定取消しは不要です。「土地及び株式を売却したこと」、「一括で支払を受けた事実」がわかる書類を添付し、支払を受けた資金について株式運用等の実績がないことを「共済組合員調書」の備考欄に記入の上、ご提出ください。

※ 審査の段階で上記以外の書類のご提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

# 被扶養者の要件を欠いた場合には、すぐに手続きを!

収入限度額超過等により会社の扶養手当の支給要件を欠くこととなった場合は、原則、共済組合の被扶養者の認定取消しが必要になります。

生計維持関係の解消や収入増加により扶養親族の認定取消し等、会社への手続きを行ったときは、共済組合への被扶養者の認定取消しの手続きも忘れずに行ってください。

共済組合における被扶養者の収入限度額は次のとおりです。

## 年額130万円(月額108,334円以上、日額3,612円以上)

※障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は年額180万円  
(月額150,000円以上、日額5,000円以上)

※年額とは向こう1年間の収入推計額であり、暦年(1月から12月まで)の累計ではありません。

ただし、月額の変動によりひと月の収入が限度額以上になる月がある場合は、併せて暦年(1月から12月まで)の収入が130万円(または180万円)未満であることが必要です。

※採用時の雇用契約条件により収入が収入限度額(年額、月額、日額いずれか)以上となることを見込まれる場合は、採用日から被扶養者となることはできません。

組合員は被扶養者の収入等を把握し、適正な手続きを行う義務があります。

認定取消しの手続きを怠ると、後に、要件を欠くに至った日まで遡って認定取消しを行うことになり、資格が取り消された期間にかかった医療費等を返還いただきます。

返還額が高額となるケースが発生していますのでご注意ください。



扶養手当が取消しになったら必ず共済組合の被扶養者の「認定取消し」が必要ですか?

例えば、子どもの場合、扶養手当は22歳到達後の3月で支給が終了となりますが、就学中や収入が限度額内である等の理由により生計の過半を組合員が負担している場合は引き続き共済組合の被扶養者の認定を受けることができます。

被扶養者の認定取消しに必要な書類は何ですか?

必要書類は次の3種類です。

- 被扶養者申告書
- 確認書類  
(次ページ「取消理由別確認事項及び確認資料一覧」を参照してください。)
- 組合員被扶養者証

※提出された書類から取消日が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

書類の送り先はどこですか?

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当あてに送付してください。

※資格確認関係書類の送付先と異なりますので注意してください。

※資格確認の「共済組合員調書」では認定取消しの手続きはできません。



認定取消しの手続きに、なぜたくさんの書類を送らなくてはいけないのですか?

組合員の皆さまと事業主の会社からお預かりした大切な掛金と負担金を適正に使用しており、厳正に審査を行っているためです。

《被扶養者担当》

## 取消理由別確認事項及び確認資料(例)

※資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「**証明書発行申請書**」を添付してください。  
 ※「所得」ではなく「収入」を確認します。

取消理由	取消日	確認事項	確認資料(例) (「事実申立書」以外の証明資料は <b>全てコピー</b> を送付してください)
就職(注1)	就職した日	就職した日	辞令 又は 健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)
他の社会保険に加入	他の社会保険に加入した日	他の社会保険に加入した日	健康保険証
<b>収入増加</b>	※年金(個人年金含む)収入がある場合は下記書類と併せて年金額のわかる書類をご提出ください。		
(1)賃金や勤務日数など雇用条件の変更があったとき	雇用条件が変更された日	・雇用条件変更前後の雇用条件及び収入など ・雇用条件変更日、雇用単価、時間数など	・雇用条件変更の通知書 ・次の①～③のいずれかの書類 ①給与証明書 ②給与明細書 ③様式「給与等証明書[取消用]」 ※雇用条件変更以前から、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった月がある場合は、次項(2)の※印を参照してください。
(2)繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことによる給与の増額	給与が増額となった日	給与の増加した時期、給与支給額	給与証明書 又は 様式「給与等証明書[取消用]」 ※いずれも、連続する3か月の平均額が最初に108,334円以上となった月を含む年の前年から直近までの給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(3)歩合制の給与のため結果的に給与が増えた		月々の給与、給与支給日	
(4)自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな職種に従事しており、月々の収入が増加した 【例】販売業、不動産賃貸業、飲食業、文筆業など	月々の収入が常態的に収入限度額以上となると見込まれるに至った日  契約を締結することにより収入限度額以上となることが見込まれるに至った日	月々の収入、仕入原価、人件費及び地代家賃  契約金額、契約を結んだ日及び契約金額	次の書類のうち、該当するもの全て ※収入限度額を超過することとなった年の前年から直近までのもの ・収支台帳(収入額、仕入原価、人件費、地代家賃の額が明記されているもの) ・契約書(又は覚書など) ・発注書 ・報酬支給明細書
(5)収入の時期が一定でない職種(農業、漁業等)に従事していて、前年の収入が限度額以上となったとき	確定申告を行った日	前年の収入、収入を得るための経費	確定申告書、収支内訳書 ※収入限度額以上の収入となった年の前年から直近の収入の証明が必要です。
(6)株の売却(運用)により収入が増加した	確定申告を行った日 又は 口座開設した日	・口座開設日 ・売却額(損失を控除しない額) ・売買の状況	確定申告書、収支内訳書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、確定申告書付表、特定口座年間取引報告書 ※収入限度額以上の収入となった年の前年から直近の収入の証明が必要です。
<b>公的年金</b>	※給与や事業等、年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明をご提出ください。		
(1)受給開始による収入増加	年金証書又は通知書を受け取った日	受給開始日、年金額	年金決定通知書 又は 年金証書及び初回年金額の振込通知書
(2)増額改定による収入増加	(全収入の合計が限度額以上となること判った日)	改定日、改定前後の年金額	年金増額改定通知書及び年金証書 ※改定前及び改定後の両方とも提出が必要です。
<b>個人年金等</b> (公的年金以外の年金保険金の受給開始)	受給開始日	受給開始日 年金保険金の支給額	年金保険証書 又は 初回支給分の振込通知書 ※保険の種類に関係なく、保険金を「一時金」ではなく「年金払い(一定期間継続して支給される形式)」で受け取る場合は上記いずれかの書類を添付してください。 ※個人年金以外の収入がある場合はすべての収入の証明が必要です。
<b>雇用保険受給開始</b>	雇用保険受給開始日(日額3,612円未満は除く)	雇用保険受給開始日	雇用保険受給資格者証(全てのページ) ※受給金額及び受給開始日が明記されていること
<b>扶養替</b>			
(1)夫婦の収入が逆転したことによる扶養替	扶養替えの手続が整った日	組合員及び共同扶養者の収入	・組合員及び共同扶養者の収入を証明するもの(同月の給与明細書等) ・扶養替える日付を記載した事実申立書
(2)離婚による扶養替 ア 同居の場合 イ 別居の場合	離婚した日の翌日	離婚した日  離婚した日以前からの別居の状況と生計維持していた事実	離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの(市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍謄本等)  ・離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの(市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍(除籍)謄本等) ・住民票又は住民票除票(別居した日が分かるもの) ・生計維持状況を記載した事実申立書 ・直近1年間の送金の事実がわかる通帳写し(現金の手渡しによる生計維持は認められません)
<b>別居</b>	別居した日の翌日	別居した日	住民票又は住民票除票(別居した日がわかるもの)
<b>結婚</b>	結婚した日	結婚した日	市区町村発行の婚姻届受理証明書等

注1:交通費を含む雇用条件が、月額108,334円以上の収入があるパート、アルバイト(研修、見習い及び試用期間)等を含みます。

注2:自立、死亡等この一覧に掲載されていない取消理由または一覧表に不明点がある場合はホームページをご覧ください。

# 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

有効期限が到来していない限度額適用認定証又は特定疾病療養受療証をお持ちで、定時決定により標準報酬月額が変更になり、下表に該当することとなった方へ、9月上旬に新たに適用された自己負担額等を記載した証書を送付しています。

新しい証書を受領した後は、古い証書を速やかに共済センターに返却してください。

平成26年8月までの標準報酬月額	平成26年9月からの標準報酬月額	限度額適用認定証の適用区分の変更	特定疾病療養受療証の自己負担額の変更(※)
53万円以上	53万円未満	A ➡ B	2万円 ➡ 1万円
53万円未満	53万円以上	B ➡ A	1万円 ➡ 2万円

(※)認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」で70歳未満の組合員又は被扶養者の方が対象となります。

## 参考

適用区分A…窓口自己負担額150,000円

医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

適用区分B…窓口自己負担額80,100円

医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

《被扶養者担当》

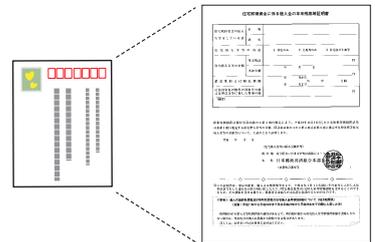
# 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行

年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、平成26年9月下旬から10月上旬にご住所あて送付します。

○年末調整等の手続に必要なになりますので、手続されるまで大切に保管してください。

○住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。

○詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書

## <発行対象者及び注意事項>

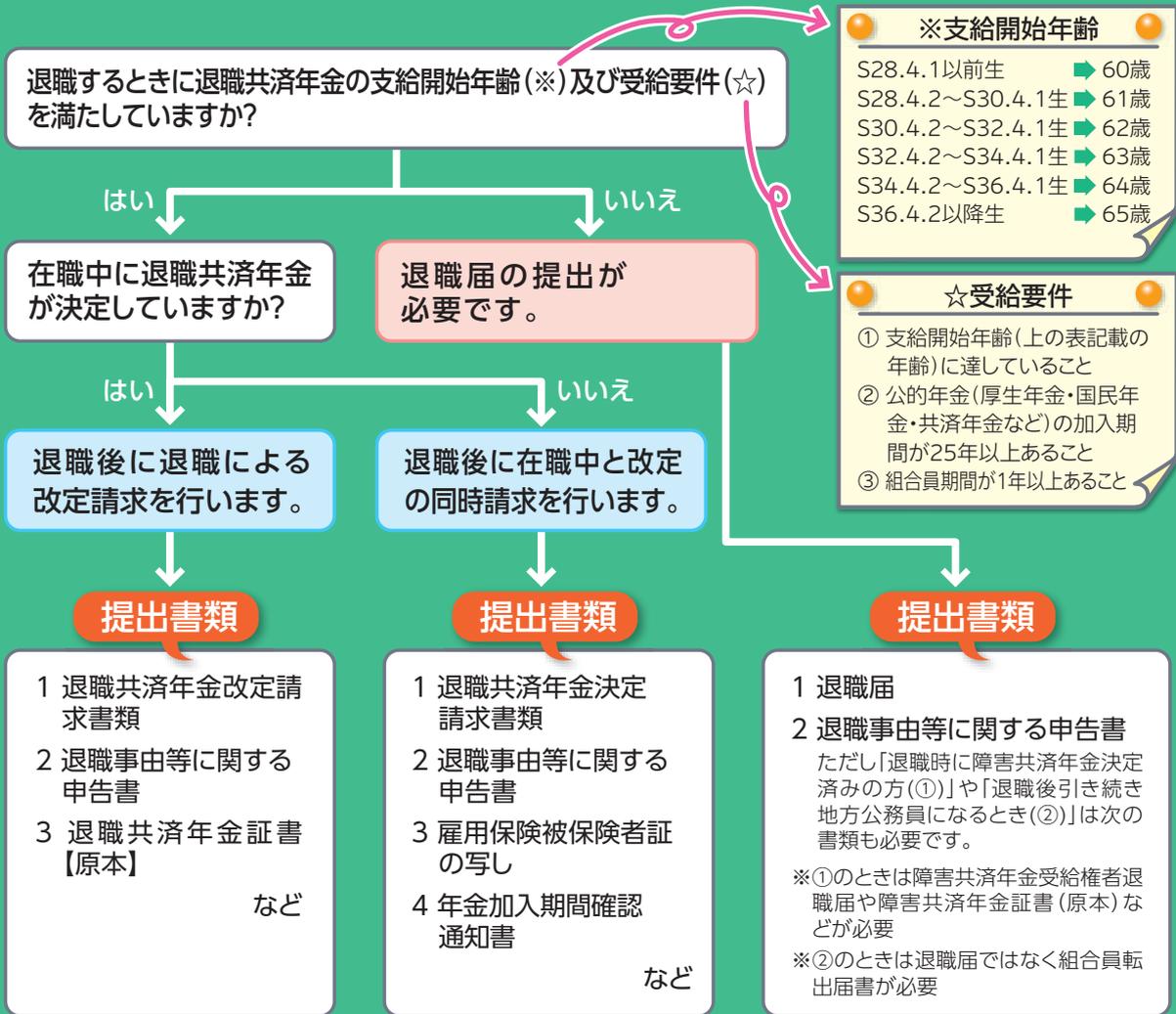
1	発行対象者	次の①及び②のいずれにも該当する方 ①平成11年1月～平成13年6月、平成16年1月～平成26年8月の間に住宅貸付を受けた方 ②弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付を受けた方 ※発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、年末残高等証明書発行申請書を共済センターに送付してください。
2	再発行	<b>原則として再発行はできません。</b> やむを得ず再発行を希望する場合は、共済センターにご相談ください。
3	年明けに発行となる方	次に該当する方には、平成27年1月下旬から2月上旬に発送します。 ・平成26年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方 ・平成26年9月～平成26年12月の間に新規で一般住宅貸付を受けた方
4	平成11年及び平成16年に住宅貸付を受けた方	平成19年以前に住宅貸付を受けた方は居住開始年月日が不明のため、平成11年及び平成16年に住宅貸付を受けた方も発行対象としています。 ただし、特別控除は居住の用に供した日を基準として適用されますので、平成11年または平成16年に居住を開始した方は控除期間が過ぎていることにご注意ください。

《貸付担当》

# 退職したときは、共済年金の届出を忘れずに

退職したときは、年齢に応じて年金請求や退職届の提出などの  
 手続が必要です。

## 退職共済年金フローチャート



**【注】次の方は、退職時の手続は必要ありません。**

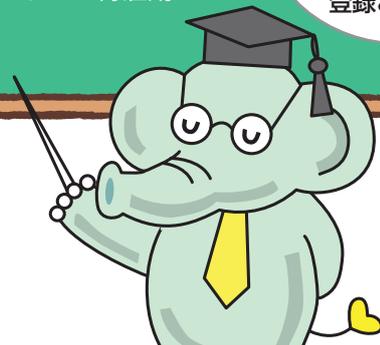
**退職した翌日に、引き続き**

- ・他の国家公務員共済組合に加入する方(加入先に日本郵政共済組合に加入していたことを申し出てください)
- ・再雇用フルタイム勤務社員となる方(共済組合員の資格が継続しますので再雇用フルタイム勤務が終了したときに該当する書類を提出してください)

退職届を提出することで、将来年金を受給するのに必要な組合員期間が登録されます。

退職する時は、必ず共済年金の届出が必要になります。

(【注】に該当する方を除きます。)



《年金担当》

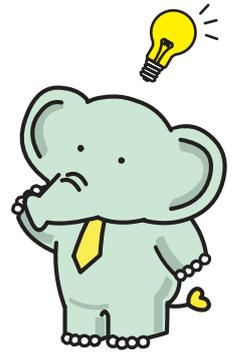
# 共済年金は厚生年金に統一されます ～第1回～

## 年金の仕組み、ここが変わる!

現在、公的年金制度は、20歳～60歳までの全ての国民が加入する「国民年金」をベースに、民間企業等に雇用されている人が加入する「厚生年金」と官公庁等に雇用されている人が加入する「共済年金」で構成されています。

平成27年10月1日からは、厚生年金制度と共済年金制度を統一し、被用者年金制度は一元化されます。

組合員の皆さまは、現在共済年金に加入していますが、平成27年10月1日以降は厚生年金に加入することになります。



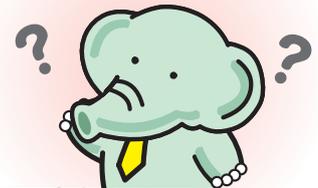
## 被用者年金制度一元化



## 共済年金との違いは、どうなるの?

厚生年金と共済年金には、制度上異なっている部分がありますが、基本的に厚生年金に揃えられます。

変更となる主な制度は、以下のとおりです。



○ 在職中に受給する退職共済年金や老齢厚生年金の支給停止基準

○ 障害共済年金や障害厚生年金の支給要件

○ 遺族年金の転給(※)

※遺族年金の受給者となる遺族に該当する者は、続柄により順位がありますが、遺族年金受給中の者(例:配偶者、子供)が失権(死亡など)した場合、次の順位の者(例:父母)に支給されることを、遺族年金の「転給」といいます。

○月×日  
日直  
ゆうぞう

次回は、在職中に受給する退職共済年金や老齢厚生年金の支給停止基準の変更についてお知らせします。

《年金担当》

# 平成25年度 決算報告

## 短期経理

### 1. 事業内容

- 保健給付、休業給付、災害給付等の支払
- 高齢者医療制度納付金、退職者給付  
拠出金、介護納付金等の支払

### 2. 財源

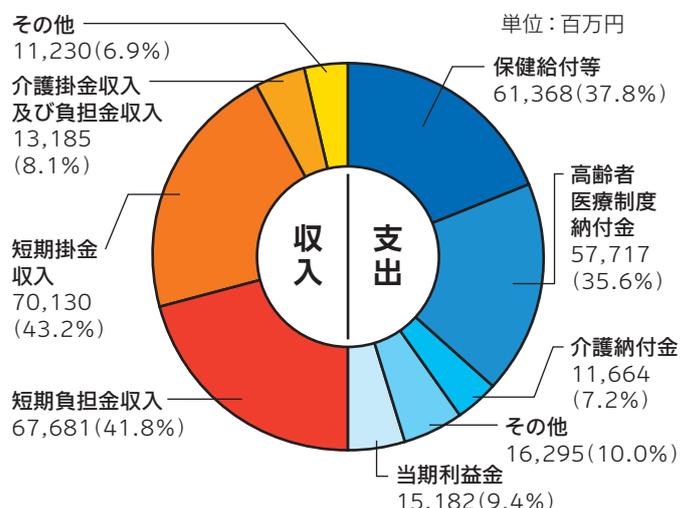
- 負担金収入及び掛金収入

### 3. 平成25年度における取組等

- 組合員及び被扶養者の皆さまへ病気、負傷、  
出産、死亡、休業、災害に対しての給付を行いました。損益計算書では保健給付等に該当し、平成25年度においては、約614億円の給付を行いました。

### 4. 平成25年度決算の状況

- 収益 1,622億円
- 費用 1,470億円
- 当期利益金 152億円
- 短期積立金 107億円
- 介護積立金 12億円



## 保健経理

### 1. 事業内容

- 各種助成金(人間ドック助成、がん検診助成等)の支払
- 特定健診・特定保健指導等に要する費用の支払

### 2. 財源

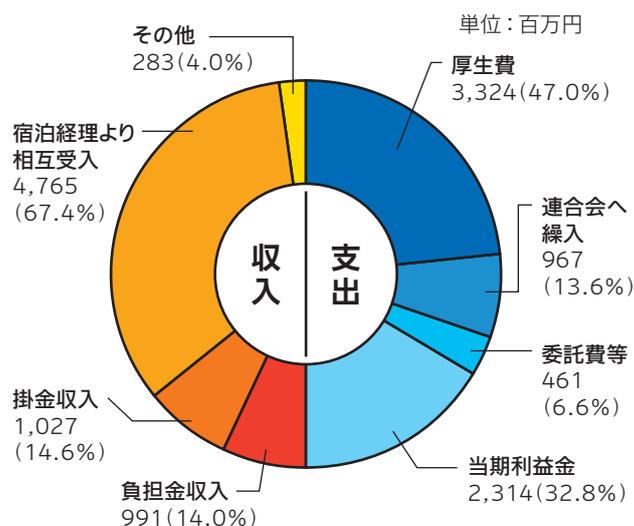
- 負担金収入及び掛金収入

### 3. 平成25年度における取組等

- 組合員及び被扶養者の皆さまへ、人間ドック助成、がん検診助成、特定健診・特定保健指導等を行いました。損益計算書では「厚生費」に該当し、平成25年度では約33億円の各種助成を行いました。

### 4. 平成25年度決算の状況

- 収益 70.7億円
- 費用 47.5億円
- 当期利益金 23.1億円
- 積立金 77.3億円



(備考)  
平成25年度においては宿泊経理の閉鎖に伴い、同経理の残余資産約47億円を受け入れています。

## 貯金経理

単位：百万円

### 1. 事業内容

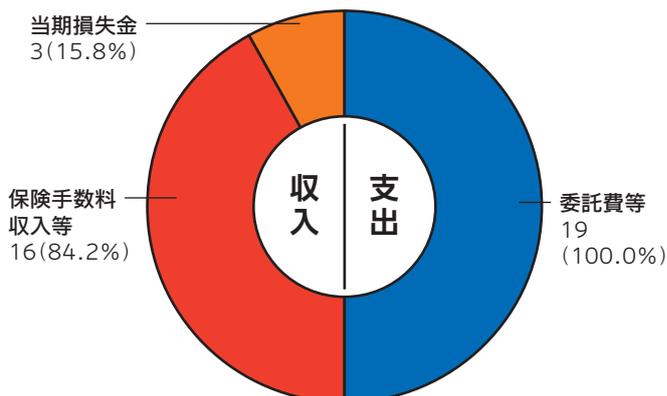
○団体積立年金保険「みらい」の業務

### 2. 財源

○保険手数料収入

### 3. 平成25年度決算の状況

- 収益 16百万円
- 費用 19百万円
- 当期損失金 3百万円
- 積立金 60百万円



## 貸付経理

### 1. 事業内容

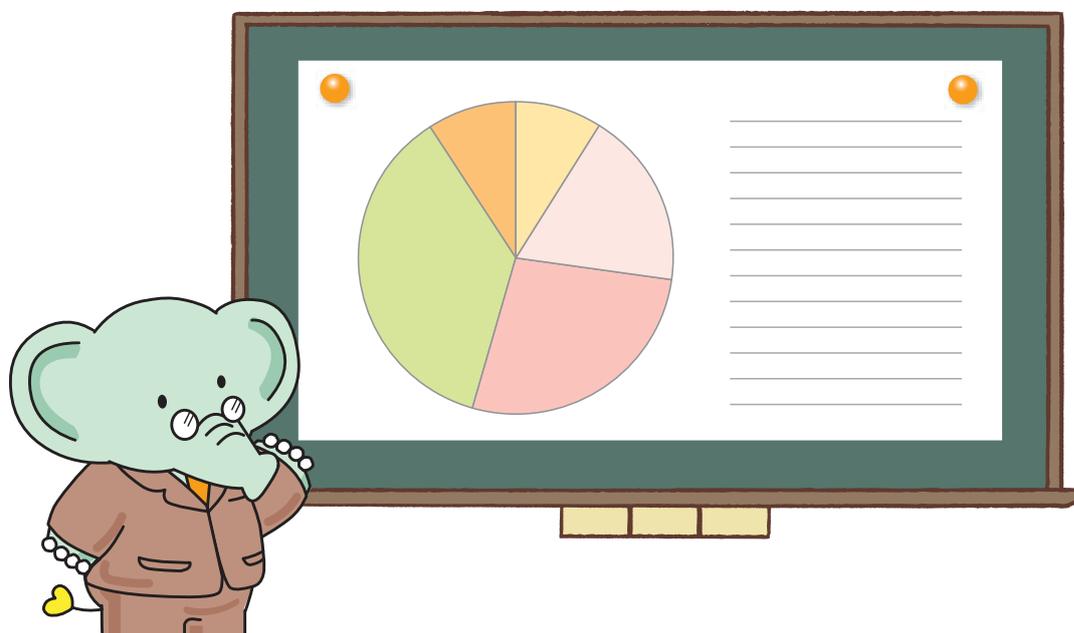
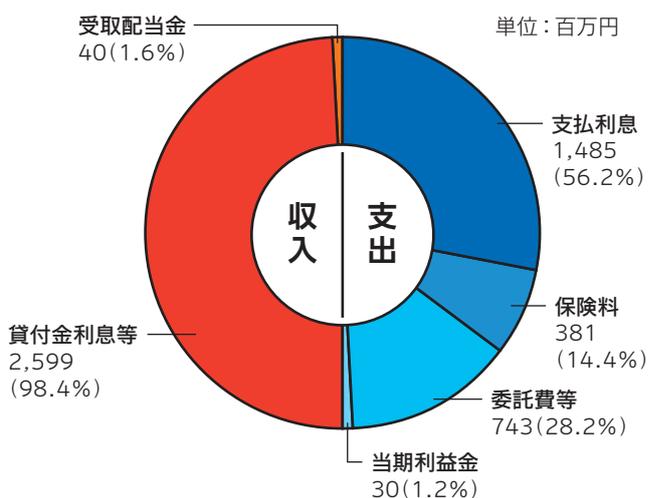
○組合員の住宅取得及び臨時の支出に対する資金の貸付

### 2. 財源

○組合員貸付金からの利息

### 3. 平成25年度決算の状況

- 収益 26.4億円
- 費用 26.1億円
- 当期利益金 0.3億円
- 積立金 174億円
- 平成25年度末現在、貸付残高は約747百万円となっています。



# Letter for Benefit をお使いになりましたか??

2014年1月にスタートした日本郵政グループ会社の新しい福利厚生サービスです。

## Letter for Benefit Selection

### Letter for Benefit Selectionとは?

日本郵政グループ社員向けに特別優待、特別価格で提供してもらえよう、各企業と独自に提携し、皆さまにご提供しているサービスです。キャンペーン等お得な情報が随時更新されています。今後、随時提供企業・施設が増えていく予定です。今後のLetter for Benefit Selectionにご期待下さい!

### どんな企業のサービスがあるの?

様々なジャンルのサービスを提供中です!

- (株)ベルス(マイホーム・賃貸・引越)
- (株)そごう・西武 法人外商部(ショッピング)
- (株)エイチ・アイ・エス(ツアー)
- タイムズモビリティネットワークス(株)(レンタカー)
- コスモ石油(株)(自動車)
- [リース・ローン・現金購入等]
- (株)ルネサンス(フィットネス)
- かんぼの宿(宿泊)
- (株)サッポロライオン(グルメ)

## Letter for Benefit Club Off

育児助成(チケット300)、介護助成もご利用ください。

詳しくは

<http://benefit.jp-staff.jp/> へアクセスしてください。

または

日本郵政グループ福利厚生サービス

検索

### 【Letter for Benefitに関するお問い合わせ先】

共済組合ではお答えできません。上記URLにアクセスいただき、WEBサイトの「サービス利用者の方へ」中の「本サイトに関するお問い合わせ」のお問い合わせフォームからお問い合わせいただくか、職場に備付のガイドブック等を参照してください。

なお、WEBサイトのご利用にはID、パスワードが必要になります。

### Letter for Benefit 利用者の声

Letter for Benefit を利用して箱根温泉に出かけました。施設もきれいで大満足です。また、利用させていただけます。

Letter for Benefit に大変期待しています。(K・S様)

任意継続組合員の方は対象となりません。

## 共済組合のお仕事紹介

今号から、共済組合のお仕事を担当別にご紹介していきます。

### ～第1回 企画調整・広報担当～

企画調整・広報担当は、広報誌「ゆうせい共済」の編集・発行、ホームページの管理・運営、コールセンターの運営等を行い、組合員の皆さまへ情報の発信等を行っています。

今後とも組合員の皆さまにとってより親しみやすく利用しやすい共済組合を目指してまいります。



## 連絡先等

### ① 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えないようお願いいたします。

### ② 各種手続の方法など

ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

### ③ 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各種処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。